

(振出)

(2) 利用実績月数に応じたサービス利用料を適切に支払うべきもの

観光部は、外国人旅行者等が多く訪れる地域に設置された公衆電話ボックスにおいて、公衆無線LAN(以下「Wi-Fi」という。)環境を構築・運用し、旅行者の利便性向上を図っている。ところで、Wi-Fi環境の構築・運用に係る契約を見たところ、部は、平成30年度までに設置が完了したWi-Fiアクセスポイント(以下「AP」という。)について、表2のサービス提供業務委託契約を締結し、クラウド利用料及びサービス提供業務費(以下「サービス利用料」という。)を、表3のとおり、毎月1基当たり1万9,864円(税込)支払っていることが認められた。

一方、部は、令和元年度のAPの新規設置工事及び設置後のサービス利用に係る契約を委託に先行っており、利用環境整備・サービス利用等に係る経費は、表4のとおりとなっている。

なお、本契約では、基本設計調査が完了した地点から順次APを設置してサービス利用を開始しており、このサービス利用料(保守・運営費)については、設置時期にかかわらず1基当たり一律に7万9,456円(税込)が支払われている。

これについて、部では、サービス利用料の単価については、前年度の施工状況や当該年度の月の施工予定数、年度末の工事制限等を勘案して平均で1基当たり4か月の利用月数が見込まれるとし、単価を4か月分の7万9,456円(税込)と設定したとしているが、結果的に、利用実績月数が判明する本契約においては、不適切な単価設定である。

仮に、令和元年度の委託において、平成30年度までに設置したAPのサービス提供委託の1月当たりの単価1万9,864円(税込)として、利用月数に応じてサービス利用料を試算したところ、表5のとおり、978万1,430円(税込)となり、実際の支払額1,489万7,999円(税込)と比較して、511万6,569円(税込)が低減できたと認められる。部は、利用実績月数に応じたサービス利用料を適切に支払われたい。

(産業労働局)

(表2) 平成30年度までに設置したAPのサービス提供委託

(単位:円、税込)

契約件名	契約期間	契約金額
①観光案内標識及び公衆電話ボックス周辺における公衆無線LANサービス提供業務委託	平成31.4.1 ～令和2.3.31	54,660,888
②公衆電話ボックス周辺における公衆無線LANサービス提供業務委託	令和元.5.27 ～令和2.3.31	25,267,007

(注) ①は平成30年度までに設置したAP(②を除く。)、②は平成31年3月に設置したAPの、それぞれ、サービス提供委託である。

(表3) 表2の契約の1月当たりのサービス利用料 (単位:円、税込)

項目	単価
クラウド利用料	600
サービス提供業務費	19,264
小計(税込)	19,864

(表4) 令和元年度のAPの新規設置工事及び設置後のサービス提供委託

契約件名	契約期間	契約金額	
		平成31.4.1 ～令和2.3.31	154,895,200円(税込)
路上における公衆無線LANサービス提供業務委託 (平成31年度構築分)(単価契約)	～令和2.3.31	154,895,200円(税込)	
経費の内訳(単位:円、税込)			
項目	想定規模 (上限)	単価	想定金額 (上限)
基本設計調査	-式	12,600,000	12,600,000
利用環境整備費			
初期費(光回線・電気工事、道路使用許可申請、スラックカー作成・掘出等)	200基	418,800	83,760,000
物品費	200基	185,900	37,180,000
無料インターネットサービス設定費		8,300	1,660,000
保守・運営費(サービス利用料)			
クラウド利用料、サービス利用料	200基	79,456	15,891,200
報告費等			
報告資料作成費、HP等情報更新費	-式	3,804,000	3,804,000
推定総金額(税込)			154,895,200

(注) 保守・運営費(サービス利用料)の内容は、表3の内容と同ものである。

(表5) 低減可能と認められる金額

(単位:円)

設置時期	設置数 (a)	支払の状況		監査事務局試算	
		単価(b)	合計(a)×(b)	利用月数 (c)(注1)	単価(d)
令和元年7月	15		1,191,840	9	2,681,640
令和元年8月	14		1,112,384	8	2,224,768
令和元年9月	1		79,456	7	139,048
令和元年10月	1	79,456	79,456	6	119,184
令和元年11月	8	79,456	635,648	5	794,560
令和元年12月	2	(19,864 ×4か月)	158,912	4	158,912
令和2年1月	4		317,824	3	238,368
令和2年2月	3		238,368	2	119,184
令和2年3月	123		9,773,088	1	2,443,272
小計	171		13,586,976	-	8,918,936
消費税及び地方消費税(注2)			1,311,023	-	862,494
合計			14,897,999	-	9,781,430

低減可能金額(税込): 14,897,999-9,781,430=5,116,569

(注1) 設置月から令和2年3月未までの月数

(注2) 令和元年9月末までに支払うべき利用料には8%の消費税率を適用している。

2 意見・要望事項

（繰出）

(1) 受託者の事故防止のための対策を講じることについて
多摩職業能力開発センター府中校（以下「センター」という。）では、植栽等の管理委託を表6のとおり、行っている。

ところで、本委託の履行状況を示す写真を見たところ、作業員は深さ約4.8mの地下ドライエリアの開口部において、墜落制止用器具等を使用せずに除草作業をしていることが認められた。労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第519条では、事業者は、高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、柵い、手すり、覆い等を設けるか、又は、労働者に墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと定めている。

このため、作業員の墜落防止のための措置義務は受託者が負うものであるが、センターは、職業訓練の受講者に対し、労働安全衛生について教育訓練を実施する機関であるという社会的立場に立ち、また、建築物所有者としての安全配慮義務を負うことから、センター内における事故等の防止に努めるべきである。

センターは、業務委託契約において危険箇所での作業が必要となる場合には、仕様書等において作業における危険箇所等を明示することにより、受託者の事故防止のための対策を講じることが望まれる。

（産業労働局）

（表6）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
低木等管理委託	令和元.10.25～令和元.11.1	248,600	A

中央卸売市場

1 指配事項

（局別重点監査事項）（支出）

(1) 警備業務委託について

各場においては、秩序の維持や市場衛生の保持などにより市場業務の円滑な遂行に資することを目的として警備業務を行っている。

表1に記載の3件の契約について見たところ、次の問題が認められた。

（表1）「大田市場警備委託」ほか2件の契約について

（単位：円）

契約件名	契約方法	契約月日	履行期限	契約金額	契約相手方	履行場所	契約所管
大田市場警備委託 （注1）	総合	平成30.4.1	令和3.3.31	652,981,161	A	各契約件名の場所	各場
多摩ニューターウン市場警備委託	入札	平成31.4.1	令和2.3.31	239,760,000	C	食肉 足立 北足立 葛西 （注2）	管理部
食肉市場外3か所警備委託		平成31.4.1					
計				911,965,161			

（注1）総合評価指名競争入札方式のこと。受託希望者が提出した事業提案書により受託者を決定して契約を行っている。

なお、大田市場においては、3年間の長期継続契約となっている。

（注2）葛西市場は、今回の監査対象となっていない。

ア 立哨警備等における履行確認等を適切に行うべきもの

警備業務は、定められた警備ポストにおいて立ったままの姿勢で、当該警備ポスト及びその周辺部を重点的に警備する「立哨警備」及び複数の警備ポストを順次移動しながら巡回ルート及びその周辺部を警備する「巡回警備」などにより行われる。

また、巡回警備においては、巡回経路上の複数の地点に設置された鍵（以下「打刻キー」という。）を警備員が携帯する装置に差し込むことなどにより、通過時刻を記録する打刻を行っている。

各契約における履行確認について見たところ、次の状況が認められた。

(ア) 仕様書に定める業務日記に立哨警備の実績報告欄がないため、立哨警備の実績の記録がない。（大田市場、多摩ニューターウン市場）

(イ) 不法投棄が多いなど問題がある箇所について、場の指示により巡回警備の経路を月に1回

<p>程度の頻度で部分的に変更させているとしているが、その際具体的な指示の記載がない。 (大田市場)</p> <p>(ウ) 多摩ニュータウン市場において、工事実施の都合により、令和元年7月8日から6か所ある打刻地点のうち3か所の立入りができないために、打刻が3か所のみとなっており、この場合の対応として、</p> <p>① 打刻キーを立ち入り可能な場所に移設させる</p> <p>② 打刻を3か所にする旨文書で受託者に通知することが考えられるが、場はどちらも行ってない。このため、仕業者の記載と実績報告の記載に相違が生じている。</p> <p>大田市場及び多摩ニュータウン市場は、立哨¹²警備等における履行確認等を適切に行われたい。 (中央卸売市場)</p> <p>イ 市場でデジタル記載事項の着実な実施について 市場は、「事件、事故対策でデジタル」(市場が策定)及び「震災対策でデジタル」(市場が策定したもの)を基にして各場がそれぞれの現場に対応したでデジタルを策定) (以下二つをまとめて「市場でデジタル」という。)を策定し、事故等が発生した際の市場及び関係局の役割分担及び対応方法等について定めている。市場でデジタルには、警備業務に係る記載も含まれる。</p> <p>(フ) 現場でデジタルの作成に係る履行確認を適切に行うべきもの 「食肉市場外3か所警備委託」の仕様書において、市場でデジタルを踏まえて、受託者が、事故発生時における受託者の具体的な対応方法を定めたもの (以下「現場でデジタル」という。)を作成し、警備本部に備えておくとともに、警備実施計画書に添付することが定められている。 当該契約について見たところ、次の状況が認められた。</p> <p>① 現場でデジタルを作成していない。(足立市場)</p> <p>② 現場でデジタルに反映させなければならない項目のうち、「急患、けが人発生時の対応」「震災対策」などの記載がない。また、当該現場でデジタルは、警備実施計画書への添付がされていない。(北足立市場)</p> <p>③ 現場でデジタルを警備本部に常備しているものの、警備実施計画書に添付していない。(食肉市場)</p> <p>各場は、受託者に対して、現場でデジタルの作成及び提出を適切に行わせる必要がある。また、当該契約の契約事務は管理部が行っており、各場に対して提出されるものと同.</p>	<p>成果物の提出を受けていることから、部は、各場に対して不備を指摘するなど適切にチェックを行う必要がある。 管理部及び各場は、現場でデジタルの作成を受託者に着実に進めるとともに履行確認を適切に行われたい。 (中央卸売市場)</p> <p>(イ) 警備委託契約の仕様書の作成を適切に行うべきもの 「多摩ニュータウン市場警備委託」の仕様書において、市場でデジタルを踏まえて現場でデジタルの作成及び提出をさせる記載がないため、現場でデジタルが作成されていない。このため、市場でデジタルで各場の警備受託者に求めている業務水準が適切に担保できていない状況となっている。 多摩ニュータウン市場は、仕様書に現場でデジタルの作成及び提出に係る事項を記載するなど、警備委託契約の仕様書の作成を適切に行われたい。 (中央卸売市場)</p> <p>(局別重点監査事項) (その他) (2) 各場における通用口を適切に管理すべきもの 各場において、車両の通行はできないものの人の通行が可能な箇所 (以下「通用口」という。)がある。通用口においては、人通りの少ない時間帯などに不審者が入場した場合に適切に監視ができない状況は防犯上問題があるが、各場における通用口について見たところ、次の問題が認められた。</p> <p>ア 24時間常時開放されている通用口 (門扉なし) が大田市場で2か所、足立市場で1か所あるが、当該通用口には監視カメラが設置されていない。 両場は、巡回警備等による監視を行っているが、巡回警備による監視は、監視可能時間に限度がある。場の利用者との関係で時間による封鎖も難しいとしている。 イ 多摩ニュータウン市場における通用口 (1か所、施設可能) の開放時間は、午前4時から午後8時まで (16時間) であり、警備委託契約で設置する警備のポストからの監視が可能であるとしているが、同ポストの勤務時間は午前4時から正午まで (8時間) であり、午後0時から午後8時まで (8時間) の間は監視がなくなり、監視カメラの設置もない。同ポストによる監視のない時間の施設は可能としているが、施設は行っていない。 各場は、監視カメラの設置又は時間による施設など、通用口を適切に管理されたい。 (中央卸売市場)</p>
--	--

(収入)

(3) 未収金の債権管理を適切に行うべきもの

市場は、未収金について、「東京都中央卸売市場使用料等に係る滞納整理等事務処理要領」(平成16年3月29日付15中管財第675号。以下「要領」という。)のほか、東京都債権管理条例(平成20年東京都条例第25号)及び「東京都債権管理マニュアル」(平成20年7月財務局主計課・主税局徴収部)に基づき、滞納整理等の事務を行っている。

そこで、未収金の滞納整理等について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 北足立市場は、表2のとおり、未収金2件について、監査日(令和2年1月21日)現在、催告書の送付や納付指導を行っていない。

イ 豊洲市場は、築地市場の未収金を引き継いでいるが、表3の例のとおり、監査日(令和2年1月17日)現在、債務者が提出した支払計画書どおりに納付せず、支払計画の期間を経過しているにもかかわらず、新たな支払計画書の徴取等、支払計画書の記載事項を遵守しない場合にとるべき対応を行っていない。

ウ 專業部は、表4のとおり、損害金1件について、平成26年6月以降、平成30年3月及び令和元年1月に催告書を送付しているものの、監査日(令和2年1月27日)現在まで、債務者と直接交渉して状況確認や支払意思の確認をするなど損害金回収のための対応を行っていない。

また、市場は、平成27年、28年及び29年定例監査において、未収金の不適切な債権管理について指摘を受け、改善措置を行っているにもかかわらず、再び本件が認められたことは、東京都債権管理マニュアル及び要領に於いた債権管理の運用が市場内において依然徹底されておらず、市場の債権管理を所管する管理部の指導の強化が必要であると言える。

各場及び專業部は、未収金の債権管理を適切に行われない。管理部は、市場内の各部署が未収金の債権管理について、要領等に於いた運用を徹底するよう指導を強化されたい。

(中央卸売市場)

(表2) 北足立市場の事案

(単位：円)

滞納者	債権の内容	滞納金額	状況・問題点
D	光熱水費 (平成24.12～平成25.2分) 市場施設の原状回復費用	378,982 1,343,790	平成27.9.14に催告書を送付、同年10.30の滞納者代理人からの問合せに回答、以後、催告書の送付や納付指導を行っていない。
E	光熱水費 (平成22.10～平成23.3分)	65,747	平成24.11.7：面会による納付指導 平成27.1.19：面会による納付指導 平成30.9.11：滞納者の登録住所の大家に転居先を問い合わせるも、転居先不明。携帯電話に電話するも、現在は使用されていないことが判明。

(表3) 豊洲市場の事案(例)

(単位：円)

滞納者	債権の内容	滞納金額	状況・問題点
F	市場使用料 光熱水費	766,644	平成26.6.21に支払計画書の提出を受けているが、計画どおり納付されていない。計画期間も経過し、現在の滞納額は、支払計画書提出時より増加しているが、新たな支払計画書を徴取するなどしていない。
G	市場使用料 光熱水費	1,343,977	平成29.10.16に支払計画書の提出を受けているが、計画どおり納付されていない。現在の滞納額は、支払計画書提出時より増加しているが、新たな支払計画書を徴取するなどしていない。
H	光熱水費	731,190	過去に提出された支払計画書どおりの支払がなかったことから、平成30.10.4に「支払の誓約及び市場保証金充当の承諾について」を徴取しているが、滞納金額に對する支払計画等がない。

(注) F～Hについては、支払計画提出時の滞納金を記載している。

(表4) 事業部の事業 (単位：円)

滞納者	債権の内容	滞納金額	状況・問題点
1	損害金 (1の失火による築地市場における火災被害の復旧工事費用)	18,208,300	平成25.5.9：滞納者及び代理人に、復旧工事に要した金額提示 平成25.5.29：支払意思の確認文書送付 平成25.7.3：代理人から、①文書での回答拒否、②下請業者加入の保険会社を提訴するで結果を待つてほしいとの回答あり。 平成25.10.15：事業部において、総務局への法務相談の結果などを踏まえ、今後の対応、スケジュールを整理している。 平成26.6.16：電話により、代理人と交渉。 これ以後、状況確認、連絡・交渉を行っていない(交渉等の記録がない)。 平成30.3.12：滞納者に催告書送付 納付期限の平成30.3.30までに支払がなかったが、連絡・交渉を行っていない。 令和元.11.5：滞納者に催告書送付 納付期限の令和元.11.22までに支払がなかったが、連絡・交渉を行っていない。

(支出)

(4) 調査業務委託において予定価格を踏まえ契約事務を適正に行うべきもの

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条では、売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとしている。

東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条の2では、表5のとおり、随意契約によることができる場合の予定価格の額を規定している。

事業部は、大田市場市場会館石船分折事前調査業務委託(以下「調査業務委託」という。)について、管理部へ契約の締結依頼をしている。管理部は、依頼を受けて、表6のとおり契約を締結している。

ところで、この事務処理について見たところ、管理部は、予定価格が100万円を超えていることから、入札により契約の相手方を決定しなければならぬにもかかわらず、随意契約(競争見積り参加数3者)により処理していることが認められた。

管理部は、調査業務委託において予定価格を踏まえ契約事務を適正に行われたい。

(中央卸売市場)

(表5) 随意契約によることができる場合の予定価格の額

項目	内 容
1	工事又は製造の請負 250万円
2	財産の買入れ 160万円
3	物件の借入れ 80万円
4	財産の売払い、50万円
5	物件の貸付け 30万円
6	前各号に掲げるものの以外のもの 100万円(委託等)

(表6) 契約の概要

件名	契約期間	予定価格	契約金額	契約相手方
石船分折事前調査業務委託	令和元.11.26 ～令和元.12.27	1,468,500	1,423,400	」

(単位：円)

(財産)

(5) 貸付資金積立金の処分を適正に行うべきもの

市場は、中央卸売市場会計の令和元年度末の利益剰余金において、「貸付資金積立金」を計上(38億4,275万140円)している。

当該積立金は、大田市場開場当初における深夜・早朝勤務を伴う市場業務従業者の通勤対策及び労働力確保対策として、大田市場隣接地に予定していた従業者用住宅の建設事業(注)に係る貸付のためのものであるが、平成21年度から監査日(令和2年9月10日)現在まで、10年以上にわたって当該積立金の処分は行われていない状況となっている。

そこで、当該積立金に係る事業の経緯及び今後の予定等を市場に確認したところ、従業者用住宅建設事業は、①平成元年12月に大田市場及び城南島・京浜島・昭和島の従業者用住宅として建設計画が決定され、②平成4年2月、住宅建設に先立って入居者の募集を実施したところ、応募率が極めて低く、計画の遂行が困難であることから工事着手を延期することとし、③平成9年6月、当該建設計画は廃止となっている。また、現在進行している従業者用住宅建設計画はなく、今後においても、新たな計画を策定する予定はないことが判明した。

特定の目的のための積立金は、その目的が失われた場合、速やかに未処分利益剰余金に振り替えるべきであることから、管理部は、貸付資金積立金の処分を適正に行う必要がある。管理部は、貸付資金積立金の処分を適正に行われたい。

(中央卸売市場)

(注) 建設事業主体は、東京都住宅供給公社である。

(その他)

(6) 公務災害に伴う休業補償金等の精算処理を速やかに行うべきもの

職員が公務災害等により勤務できない場合、その被災職員には、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)等に基づき休業補償金、休業援護金及び付加給付金(以下「休業補償金等」という。)が支給され、勤務できない期間に係る給与は支払われないこととなる。

ところで、食肉市場は、被災職員への休業補償金等の支給及び被災職員からの給与の返納について、休業補償金等が給与分を上回る場合、その差額を被災職員に追給する一方、休業補償金等が給与分を下回る場合、その差額を被災職員から返納させることにより精算を行っている。

そこで、食肉市場における休業補償金等の精算状況について確認したところ、次のとおり不適切な状況が認められた。

ア 表7のとおり、休業補償金等が入金されてから監査日(令和2年7月29日)現在まで、半年以上(最長約1年2か月)経過している30件の精算が未処理となっており、その合計金額は、955万円と多額となっている。

イ 表8のとおり、令和元年5月23日までに休業補償金等の入金を受けた9件(178万7,377円)の精算について、その精算日は、令和2年2月20日となっており、休業補償金等の入金から精算処理まで最長約2年2か月を要している。

休業補償金等の精算が、長期間にわたり未処理であることは、被災職員に対する速やかな休業補償が行われないことになるばかりではなく、数百万円もの休業補償金等が、食肉市場が管理する銀行口座に長期間滞留することとなり、事故防止の観点からも適切ではない。

場は、公務災害に伴う休業補償金等の精算処理を速やかに行われない。

(中央卸売市場)

(表7) 入金日から半年以上精算処理が行われていないもの

(単位：円)

職員	休業補償・援護金		付加給付		休業補償金等	経過年月(入金日から監査日現在まで)
	入金日	金額	入金日	金額		
K	H31.2.26	82,810	R1.5.23	20,703	103,513	約1年か月 約911か月
L	H30.6.26	108,342		27,087	135,429	
K	R1.7.26	415,555	R1.8.22	103,891	519,446	
M		482,600		120,633	603,233	
N		188,981	R1.9.2	47,246	236,227	
O	R1.5.27	718,848		179,712	898,560	
P		32,420		8,105	40,525	
Q		19,784		4,946	24,730	
R	R1.7.26	354,728		88,732	443,460	
L		149,580		37,388	186,978	
S		291,978		72,999	364,977	約910か月
T		78,144		19,536	97,680	
K		326,088	R1.9.19	81,526	407,614	
U	R1.8.26	79,720		19,930	99,650	
V		48,820		12,205	61,025	
W		43,910		10,978	54,888	
X		70,878		17,770	88,648	
Y		54,250		13,563	67,813	
P		80,840		20,210	101,050	
Z		73,960		18,490	92,450	
a		641,520	R1.11.7	160,380	801,900	約8か月
b		711,528		177,882	889,410	
c	R1.9.26	108,513		27,129	135,642	
d		55,485	R1.11.22	13,871	69,356	
e		264,165	R1.12.9	66,094	330,259	約7か月
f		78,820		19,705	98,525	
K		1,381,440		345,360	1,726,800	
g	R1.12.25	60,424	R2.1.21	15,106	75,530	約6か月
h		143,104		35,776	178,880	
i		494,091		123,525	617,616	
合計		7,641,326		1,910,508	9,551,834	

(表8) 精算処理までに要した期間

(単位：円)

職員	休業補償・援護金		付加給付金		休業補償金等	給与の返納額	精算日	入金から精算までの期間
	入金日	金額	入金日	金額				
j	H29. 10. 26	652, 743	H29. 11. 30	163, 190	815, 933	771, 422		約2年2か月
k		48, 672	R1. 5. 23	12, 168	60, 840	50, 749		
l	H31. 2. 26	11, 320	R1. 5. 9	2, 830	14, 150	19, 156		
m		74, 800		18, 700	93, 500	67, 734		
n		261, 763		65, 442	327, 205	274, 603		R2. 2. 20
o		100, 098		25, 026	125, 124	140, 786		約9か月
p	H30. 6. 26	66, 366	R1. 5. 23	16, 592	82, 958	78, 624		
q		90, 702		22, 676	113, 378	102, 432		
r		123, 431		30, 858	154, 289	149, 746		
合計		1, 429, 895		357, 482	1, 787, 377	1, 655, 252		

2 意見・要望事項

(局別重点監査事項) (支出)

(1) 総合評価方式による警備委託業務の確保状況の適切な確認について

大田市場は、場の規模が大きく、また出入りする車両や人員の量が非常に多いなどの特性を保持しており、警備業務において、構内事故や防火・防災などの事業処理に当たって、高い性能要件を要求される現場であることから、受託者の選定に当たっては、当該性能要件を満たすために、総合評価方式の指名競争入札方式により契約を締結している。入札手続において、場は、入札価格のほかに各入札参加者が提出した事業提案書により受託者を決定している。

事業提案書には、受託者が場において、様々な事故等の局面に即座に対応できるよう、表9のとおり、事故対応方法等が記載されている。当該事業提案書は、契約の仕様書において、当該仕様書の付属書類として契約を構成する文書の一部と規定されている(注1)。

ところで、事故対応方法等に関する周知及び訓練の状況について確認したところ、場は、契約期間において実際に警備業務に従事する者に対する実績の報告を受けていないことが認められた(注2)。これは、当該委託契約期間における研修や訓練の受講記録の提出を求めているためである。

場は、事業提案書に記載された業務の性能要件が適切に確保されているかについて確認するために、事故対応方法等の周知及び訓練の結果について受託者に報告させるべきである。

また、場においては、繁忙期には、受託者の再委託契約により警備員を増員して警備を行っていることから、増員された警備員に対して事故対応方法等の周知及び訓練が適切に図られているかを確認する必要がある。

さらに、この契約は3年間の長期継続契約でもあり、この間に警備業務に従事する人員の變動も考えられることから、事故対応方法等の周知及び訓練の結果については、定期的に受託者に報

告させる必要がある。
場は、総合評価方式による警備委託業務の確保状況について適切に確認することが望まれる。
(中央卸売市場)

(注1) 指簡(1)イ(ア)に記載の「現場マニュアル」の作成等については、仕様書に規定されている。

(注2) 事業提案書において、受託者が新規採用者などに対して行う警備業務に関する一般的な教育指導計画・教育体制に係る記載はある。また、同提案書において、表に係る事項の一部に関する「教育・訓練実施確認表」の添付があるが、過去の実績のものであり、必ずしも現在の人員に関するものとはなっていない。

(表9) 事業提案書に記載の事故対応方法等について

提案区分	主な提案内容
警備員配置体制	各配置ポストの役割(12ポスト) 従法巡回経路(6ポスト) 巡回方法
人規模災害発生時の対応	繁忙期対応の警備体制 パンクアラート体制(レベル1からレベル4まで)
外国人対応	常駐警備における実用英語
交通事故処理	交通事故発生時対応フロー、事故状況分析、事故取扱書(車両)
入出場管理体制	入出場管理計画 緊急時の体制(事例：西門付近で発生した場合) 各種事業発生時のフロー 急病人(市場内/事務棟内) 拾得物取扱(青果・水産部/花き部) 除雪・強盗犯・不審者・不持出 火災 地震(青果・水産部/花き部)
事業発生時の対応	

建設局

1 指図書事項

(歳出)

(1) 単価契約工事について

道路管理部は、局が管理する「道路、橋梁^橋及び施設の維持に関する単価契約工事・委託」に適用するため、「道路維持関係(単価契約)実施要領」(平成20年4月道路管理部。以下「要領」という。)及び「道路維持関係(単価契約)運用の手引き」(平成31年4月道路管理部。以下「手引」という。)を作成している。

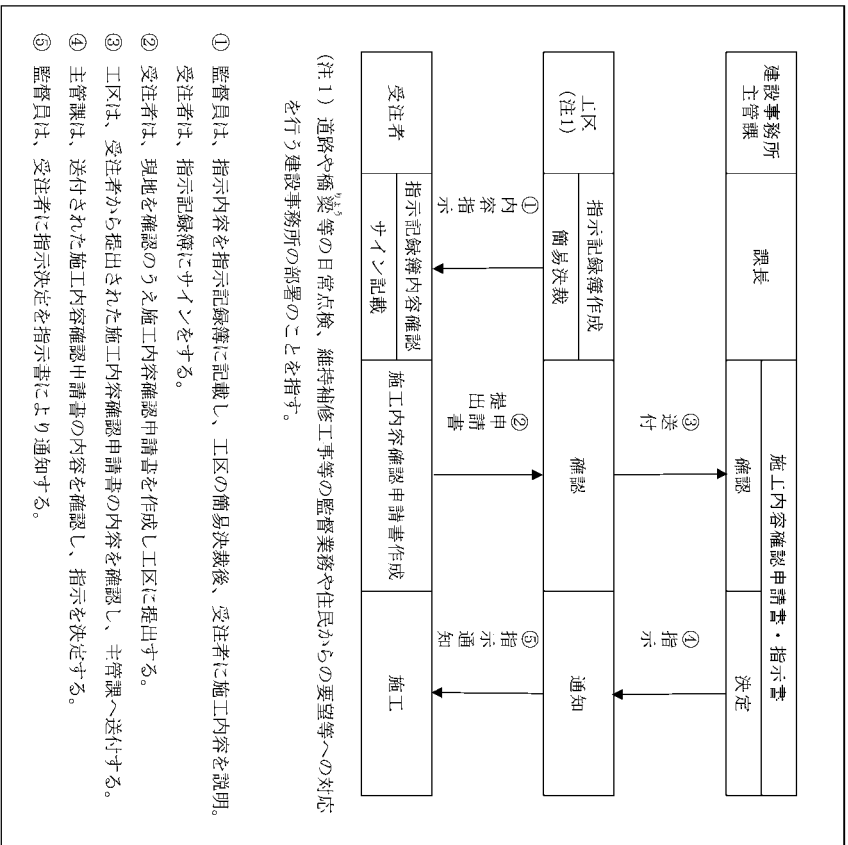
要領によると、単価契約は、総価契約では対応が困難な即時性を必要とするもの、かつ小規模なものを対象として、これらに必要な工種及び単価のみを契約し、指示に基づいて施工するものであるとしている。

指示とは、発注者側の発議により受注者に対して「指示書」をもって工事等の内容を示し、実施させることであり、この指示書による指示は、「起工」と「契約」を併せもつ行為とされており、単価契約における指示の流れは、図1のとおりである。

手引では、単価契約の1件当たりの発注限度額を、課長事案決定額の範囲内(400万円未満(消費税及び地方消費税の額を含む。))と定めている。

各建設事務所では、要領及び手引に基づき、道路等の維持に関する工事・委託の単価契約を締結している。そこで、単価契約に係る手続等について見たところ、次のとおり、適正でない点が認められた。

(図1) 指示の流れ



- ① 監督員は、指示内容を指示記録簿に記載し、工区の簡易決裁後、受注者に施工内容を説明。受注者は、指示記録簿にサインをする。
- ② 受注者は、現地を確認のうえ施工内容確認申請書を作成し工区に提出する。
- ③ 工区は、受注者から提出された施工内容確認申請書の内容を確認し、主管課へ送付する。
- ④ 主管課は、送付された施工内容確認申請書の内容を確認し、指示を決定する。
- ⑤ 監督員は、受注者に指示決定を指示書により通知する。

ア 単価契約において施工に必要な工種を確認し適正に工事の指示を行うべきもの
 南多摩西部建設事務所は、表1の契約を締結し、表2のとおり、指示番号79により、道路の振動解消のためとして段差修正・舗装等工事を行っている。

そこで、当該指示について確認したところ、表3のとおり、当該指示工事の実施に当たり計上すべき工種46万1,160円が計上されないまま、受注者へ指示がなされていた。このことについて所を確認したところ、受注者が、当該指示工事を実施するために使用する6工種を計上しないまま施工内容確認申請書を所に提出し、所は、その内容を十分に確認していなかった。

当該指示工事において、6工種を適正に計上していれば、単価契約の1件当たりの発注限度額である400万円を超えることから、総価契約により実施すべきものであった。また、手引では、所の工区及び工事主管課は、受注者から提出される施工内容確認申請書の確認や指示工事完了時における検査を行うことになっているが、いずれにおいても所のチェック機能が有効に機能していなかった。

所は、単価契約において、施工に必要な工種を確認し、適正に工事の指示を行われない。

（建設局）

（表1）契約の概要

契約件名	契約期間	発注限度額
道路橋梁 [※] 維持工事（31日野その1）単価契約	平成31.4.1 ～令和元.10.31	48,400,000

（単位：円）

（表2）指示の概要

指示番号	指示日	完了日	指示内容	指示金額 （税込）
79	令和元年8月14日	令和元年8月21日	道路の振動（騒音）の解消を要望されたため、路面の段差補修を行う。	3,963,310

（単位：円）

（表3）施工内容確認申請書に計上が漏れていた工種

工種番号	工事内容	数量	単位	単価(円)	金額(円)
13	舗装版切断 As舗装版 15cm以下	12.0	m	1,400	16,800
283	建設機械運搬費(自走) トラックターシャベル1.0m ³ 排ガス 運搬距離20km	1	回	85,900	85,900
286	建設機械運搬費(貨物自動車) タイヤローラ8t～20t 20kmまで	1	回	124,800	124,800
290	建設機械運搬費(貨物自動車) フイニツヤ全自動 2.4～6.0m ³ 20kmまで	1	回	103,400	103,400
292	建設機械運搬費(貨物自動車) 振動ローラー 3～4t 運搬距離20km	1	回	69,500	69,500
245	貨物自動車運搬費 20kmまで 2t車まで	1	回	26,600	26,600
小計					427,000
消費税及び地方消費税					34,160
合計					461,160

イ 単価契約において指示書等の作成を適正に行うべきもの

事業用地の維持管理に係る単価契約について、当該業務を所管する道路建設部では、道路管理部が作成した要領及び手引を参考として運用することとしている。

また、第四建設事務所は、表4の契約を締結し、表5のとおり、指示番号25により、用地取得が完了した土地に防塵舗装や管理冊設置等を行っている。

そこで、当該指示について所を確認したところ、実際の実施状況は表6のとおりであることが認められた。本来であれば、平成31年4月1日から同年4月8日の間に実施した防塵舗装等の指示書等と令和元年6月24日から同年7月16日の間に実施した管理冊設置の指示書等とをそれぞれ作成すべきところ、所は、受注者に対し防塵舗装等の指示を1頭で行うのみで、指示書等を作成しなかった。また、指示番号25で防塵舗装から管理冊設置までをまとめて1件の指示で行ったものとして、指示書等を作成していた。

これらは、要領及び手引を遵守した手続となっておらず適正でない。所は、単価契約において、指示書等の作成を適正に行われたい。

(建設局)

(表4) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	発注限度額
事業地管理工事(その2)(単価契約)	平成31.4.1 ～令和2.3.31	45,000,000

(表5) 指示の概要

(単位：円)

指示番号	指示日	完了日	指示内容	指示金額(税込)
25	令和元年6月24日	令和元年7月16日	門扉設置工、用地管理冊設置工、アスコン防塵処理工を行う。	3,886,126

(表6) 実施状況等

実施時期	実施内容
平成31年2月26日	用地第一課から工事第一課へ管理冊の設置依頼(1回目)
	工事第一課から受注者へ、当該土地の防塵舗装及び用地管理冊等設置について1頭により指示(平成31年2月26日) ↓
	当該土地を資材置場にしたがいがため、1頭により指示を一旦中断(平成31年3月18日) ↓
	防塵舗装及び管理冊基礎(施工内容①)を先に行うことになったため、1頭で受注者に指示(平成31年4月1日)
平成31年4月8日	施工内容①を施工
令和元年6月19日	用地第一課から工事第一課へ管理冊の設置(施工内容②)依頼(2回目)
令和元年6月24日	指示番号25の指示書を作成(施工内容①及び②を)一緒に指示記録簿、施工内容確認申請書、指示書)
令和元年7月6日	施工内容②を施工

（歳出）

（2）委託契約に係る報告書等の確認を適切に行い支払事務を適正に行うべきもの

第二建設事務所は、街路樹維持管理に係る業務について、表7のとおり委託契約を締結している。

本契約の特記仕様書では、普通作業工に係る作業の昼夜間の区分は、6時から20時を昼間、20時から翌日6時を夜間とすることとされ、夜間の作業単価は、昼間の作業単価より高く設定されている。

そこで、普通作業工に係る、所が受託者に作業内容等を指示する指示書及び受託者がその作業結果として所に提出する作業活動報告書を確認したところ、表8のとおり、昼間と夜間の時間配分が誤って報告されたにもかかわらず、所は、作業活動報告書の内容を十分に確認していなかったため、誤った報告に基づき、7万4,409円過大に支払を行っている事例が見受けられた。所は、委託契約に係る報告書等の確認を適切に行い、支払事務を適正に行われたい。

（建設局）

（表7）契約の概要

項目	契約件名	契約期間	発注限度額
1	街路樹維持管理（二の2）単価契約その1	平成31.4.1 ～令和元.10.31	9,504,000
2	街路樹維持管理（二の7）単価契約その2	令和元.8.30 ～令和元.10.31	2,808,000

（単位：円）

（表8）普通作業工の支払が不適正な事例

契約件名	指示番号	作業時間	活動人員（人）	課				差額（円）			
				正		夜					
				（時間）	（円）	（時間）	（円）				
街路樹維持管理（二の2）	28	4:30～8:30	8	昼	0.5	323,240	2.5	1.5	267,080	56,160	
				夜	3.5	323,240	2.5	1.5	267,080		
街路樹維持管理（二の7）	42	4:00～6:30	3	昼	2.5	79,050	0.5	2	73,785	5,265	
				夜	2.5	79,050	0.5	2	73,785		
単価契約その2	1	19:00～22:00	2			55,920	1	2	49,700	6,220	
差額合計（円）				（税抜）		（税込）				67,645	74,409

（歳出）

（3）看板実態調査委託を適切に行うため仕体内容の見直しを検討し進捗管理を行うべきもの

道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある突出し看板等（注）の工作物等を設置する者は、道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定により、道路管理者の占有許可を受けなければならない。しかし、占有許可を受けていない突出し看板等や占有許可の基準に適合しない突出し看板等が存在していることから、道路管理部では、都道の適正な管理を図るため、表9のとおり、看板実態に関する調査について委託契約を締結している。

委託内容は、表10のとおり、現存確認、占有者情報及び占有規模を特定する調査業務、占有許可申請依頼などの是正・指導文書（以下「是正・指導文書」という。）の發送業務等となっており、そのうち（4）の是正・指導文書の發送業務については、次のとおり行うこととしている。受託者は、①部が調査対象として指定した路線に設置された突出し看板等（以下「調査対象物件」という。）及び②部が調査対象として指定した路線以外の路線に設置された突出し看板等（以下「調査対象外の物件」という。）のそれぞれについて、發送先の占有者に関するリスト（以下「發送リスト」という。）を作成し、部及び各建設事務所へ提出する。

各建設事務所は、一斉發送リストの中に申請手続中の対象が含まれていないか等の確認を行う。

受託者は、上記の確認後、①調査対象物件の占有者に対しては12月、②調査対象外の物件の占有者に対しては10月に是正・指導文書の發送を開始する。

しかしながら、各建設事務所において、上記の確認作業に時間を要したため、いずれの物件に対しても、是正・指導文書の發送が翌年の1月以降に行われていた。また、監査日（令和2年3月5日）現在、1事務所においては確認作業が完了しておらず、受託者は是正・指導文書を發送できない状況であった。

こうした状況は、各建設事務所において、上記の確認作業に予定以上の時間を要したことで発生したものであるが、当該契約の発注者である部において、各建設事務所の確認作業の状況を適時把握するなど、進捗管理を適切に行う必要があった。是正・指導文書の發送が遅れることは、都道の不適正な利用の解消に向けた是正・指導が十分に行えないおそれがあり、適切でない。

部は、看板実態調査委託を適切に行うため、上記の状況が発生した理由を把握の上、必要に応じて仕体内容の見直しを検討するとともに、各建設事務所と連絡・調整を図るなどして、進捗管理を行われたい。

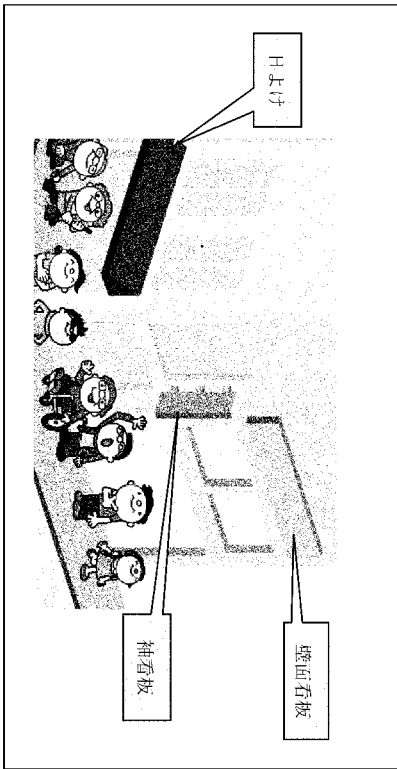
（建設局）

(表9) 契約の概要 (単位: 円)

契約件名	契約期間	推定総金額
令和元年度看板実態調査委託(単価契約)	令和元.9.3 ～令和2.3.19	12,796,850

(注) 図2のとおり、建物の壁面や支柱を利用して設置される看板(壁面看板・袖看板)や、建物に設置される目よけの設置を指す。

(図2) 突出し看板等のイメージ図



(表10) 仕様書で定める内容等

項目	仕様書の内容		実施又は提出時期
	事前調査	現地確認調査	
(1) 実態調査 (約5,750件)	事前調査	看板等の設置状況や占有者変更の有無等について確認する。	
	現地確認調査	占有者の変更や看板等の新設等があった場合、占有者へ聞き取りを行う。	
(2) 現地計測調査(約1,510件)	聞き取り調査 (約1,500件)	占有料面積及び占有料の算出等に必要な値を出すため、看板等の計測を行う。	令和元年10月まで
		以下のとおり、占有許可の基準に適合する未申請や不適合の占有者に関するリストを作成し、部及び各建設事務所に提出し、確認を受ける。	令和元年11月
(3) 看板等実態調査台帳等作成 (約5,750件)		①調査対象物件 (1) 実態調査及び(2) 現地計測調査の結果に基づき作成 ②調査対象外の物件 部が保有する占有物件に関するデータに基づき作成	令和元年11月 令和元年9月中旬
		①調査対象物件 令和元年12月～ ②調査対象外の物件 令和元年10月	
(4) 是正・指 導文書の一斉 発送 (約7,000件)	一斉発送リス トの作成	一斉発送リストをもとに、占有者個別のデータを入力した是正・指導文書を作成の上、占有者へ発送する。	
(5) 不着分再送 (約70件)	是正・指導文 書の発送	(4)で不着となった物件について、不着理由を確認の上、適宜現地調査等を行い、「不着リスト」を作成する。発送先が判明した場合は、再送する。	
(6) 成果物納品		(1)～(5)で作成した書類等について、部及び各建設事務所の確認結果を反映させたものを成果物として納品する。	令和2年3月19日

(4) 産業廃棄物の収集運搬及び処分に係る委託の事務処理を適正に行うべきもの

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条第5項では、事業活動に伴い産業廃棄物（廃プラスチック類など）を生じる事業者（以下「排出事業者」という。）が、その産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合、運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、処分については産業廃棄物処分業者に、それぞれ委託しなければならないとされている。

ところで、北多摩南部建設事務所（以下「北南建」という。）及び北多摩北都建設事務所（以下「北北建」という。）は、河川管理者として、所管する河川の清掃委託契約を表11のとおり締結し、河川敷の草刈りや植栽維持工事の他、河川敷等から回収した廃棄物について、北南建は収集運搬を、北北建は収集運搬及び処分を委託している。

河川敷等から回収した廃棄物の中には、廃プラスチック類などの産業廃棄物が含まれていることから、両所が行う河川の清掃委託契約における産業廃棄物の委託の事務処理について確認したところ、次のア及びイのとおり、適正でない事務処理が認められた。

ア 項番1について、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の4により、産業廃棄物の委託契約書には、産業廃棄物の収集運搬業の許可証の写しを添付することになっているにもかかわらず、契約書には、受託者の収集運搬業の許可証の写しが添付されていなかった。そこで、作業報告書等を確認したところ、受託者は、契約時点では産業廃棄物の収集運搬業の許可の有効期限が切れており、許可申請中であった。

また、受託者が産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けるまでの間に、北南建は産業廃棄物の収集運搬1件を指示している。当該業務は、本来、同所が別の産業廃棄物収集運搬業者に委託して行わせるべきところ、受託者が再委託により別の産業廃棄物収集運搬業者に行わせている。イ 項番2について、法第12条の3では、排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に、受託者に対し、産業廃棄物の種類及び数量等を記載した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付しなければならぬと定めている。

そこで、北北建が保管するマニフェストを確認したところ、マニフェストの排出事業者が受託者となっていた。このことは、同所が、本委託契約で生じる廃棄物の処理を、法第21条の3で定める建設工事に伴い生じる廃棄物の処理の場合と同様、契約の相手方である受託者が排出事業者として行うという認識のもと発注し、受託者がマニフェストを交付したことによるものである。

しかし、本委託契約においては、同所が排出事業者であり、同所から受託者に対し、マニフェストを交付すべきである。

両所は、産業廃棄物の収集運搬及び処分に係る委託の事務処理をそれぞれ適正に行われたい。

(建設局)

(表11) 契約の概要

(単位：円)

項番	事務所名	契約件名	契約期間	支払限度額	受託者
1	北多摩南都建設事務所	河岸草刈り及び河道清掃委託並びに植栽維持工事その1(単価契約)	平成31.4.1 ～令和元.9.30	9,500,000	A
2	北多摩北都建設事務所	河岸草刈り及び河床清掃委託(その1) 単価契約	平成31.4.1 ～令和元.9.4	9,900,000	B

(その他)

(5) 道路巡回点検結果において発見された異常について適切に対応する仕組みを構築すべきもの

第三建設事務所は、道路の健全性や変状等を把握し、発見した異常について、路面の応急処置や路上障害物の除去、路面清掃等の小規模作業を行う道路巡回点検を、表12のとおり、委託契約により実施している。

本契約の仕様書によると、道路巡回点検の受託者は、巡回点検車両等により点検を実施し、巡回点検で発見した異常や補修等を実施した小規模作業の内容については、道路巡回点検日報（以下「日報」という。）に記載し、監督員に報告することになっている。また、小規模作業による対応を行わない異常については、異常を発見したことを日報に記載して報告し、その異常については、所が対応することとしている。

そこで、日報を抽出で確認したところ、令和元年8月1日に実施した道路巡回点検の結果、進行方向を示す視覚障害者誘導用ブロック（注）の一部が途切れているという異常が報告されていたにもかかわらず、監査日（令和2年2月17日）現在、所は、補修等の対応をしていないことが認められた。そこで、所が対応しなければならぬ異常報告があった場合について、所の対応方法を確認したところ、特段決められた方法はないとのことであった。

道路巡回点検により発見された異常について、所の補修等の対応が迅速かつ確実になされなければ、道路巡回点検結果の全てを十分に活用しては行えず、道路の維持管理上、適切でない。

所は、道路巡回点検結果において発見された異常について、適切に対応する仕組みを構築されたい。

(建設局)

(表12) 契約の概要 (単位: 円)

契約仕名	契約期間	推定総金額
道路巡回点検委託 (31三の中野) (単価契約)	平成31.4.1 ~令和2.3.31	27,861,891

(注) 視覚障害者が足裏の触感覚で認識できるよう、突起を表面につけたもので、視覚障害者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているもの

港 湾 局

1 指図書事項

(歳出)

(1) シンボルゾムナード公園の建築物に係る調査委託契約について

臨海開発部は、シンボルゾムナード公園 (以下「公園」という。) における建築物について、表1のとおり調査委託契約を締結している。

この契約は、公園の敷地内に新たな建築物を建築する予定であったことから、既存建築物26件について、

- ① 調査対象建築物が建築基準法 (昭和25年法律第201号。以下「法」という。) が定める建築物に該当するかに係る調査
 - ② 建築物に該当する場合、法第7条 (建築確認) の手続がとられているかに係る調査
 - ③ 法第7条の手続が確認できない場合、法第12条第5項に基づき報告 (建築基準法に適合していることの報告) に必要な資料作成を行うことを目的とするものである。
- この契約について確認したところ、次のとおり、適正でない点が認められた。

(表1) 契約の概要 (単位: 円)

契約仕名	契約期間	契約金額
平成31年度シンボルゾムナード公園建築物調査委託	令和元.5.10 ~令和元.11.29	2,178,000

ア 調査対象とする建築物を精査すべきもの

調査対象建築物のうち、表2に掲げるものについて、建築物が存在しないなどの理由により調査が不要であることが判明し、受託者は調査を行っていない。

しかしながら、部が事前にこれらの現地確認を行っていれば、調査対象でないことは明らかであったにもかかわらず、この契約において調査対象に含めたことは適正でない。部は、調査対象とする建築物を精査されたい。

(港湾局)

(表2) 調査不要の建築物

No	建築物名称	調査不要となった理由
1	屋根付回廊	設置場所が別途発注した工事範囲内であり、区域が閉鎖され対象建築物が除却予定であったため、調査ができなかった。
2	物置	
3	夢の大橋 (エレベーター)	存在しない施設であった。
4	夢の大橋 (日除け)	建築物に当たらないため、調査対象とすべきでなかった。
5	橋梁 (エレベーター)	存在しない施設であった。

イ 不要な調査項目等に係る契約変更を行うべきもの

この契約において、法第7条（建築確認）の手続が確認できない場合、法第12条第5項に基づき報告（建築基準法に適合していることの報告）に必要な資料作成を行うこととしており、その基礎調査として、日視・実測調査、非破壊調査を表3のとおり実施することとしている。しかし、受託者の調査により法に基づき報告は不要であることが判明し、非破壊調査を実施する必要がなくなっている。

また、表2に掲げるものについては、対象が存在しないなどのため、調査を行う必要がない。これらについて、部は、調査項目や調査対象件数を減らすよう契約内容を変更すべきであるにもかかわらず、これを行っておらず、適正でない。

部は、不要な調査項目等に係る契約変更を行われない。

(港務局)

(表3) 現地調査に係る調査項目

1	口視・実測調査	調査対象建築物について、現地に於て日視及び実測による調査を行う。実測し、設計図と現地の図面を照合すること。
2	非破壊調査	調査対象建築物について、現地に於て強度確認や、レーダー探査機等を用いた配筋調査を10箇所程度行う。

ウ 調査項目等が変更になった場合に変更金額が算出できるよう契約日途額を積算すべきもの

表2に掲げるものについては、調査が不要であることから、契約金額を変更する必要がある。しかしながら、部は、表4のとおり、現地調査に係る契約日途額を一式として算出しており、調査項目・対象ごとに数量を見積もっていないことから、調査項目や対象数が増減した場合には変更金額の算出ができないとして、契約金額の減額を行っておらず適正でない。

部は、調査項目や対象数が増減になった場合に変更金額が算出できるよう、契約日途額を適切に積算されたい。

(港務局)

(表4) 委託内容（現地調査）に係る契約日途額の積算

種別	労力	数量	単位	単価	金額
現地調査	技師（C）	36.0	人	32,000	1,152,000

(単位：円)

エ 履行確認を適正に行うべきもの

部は、表2に掲げるものについて、受託者が調査を実施していないにもかかわらず履行の完了を認めており、適正でない。

部は、履行確認を適正に行われたい。

(港務局)

(振出)

(2) 工事内容の変更に当たり契約変更を適正に行うべきもの

東京港管理事務所は、表5の契約を締結し、臨海トンネル及び第二航路海底トンネル内の防災設備の補修工事を表6のとおり行っている。

この工事において、工事開始後に、直流電源装置1個が不要であることが判明したことから、所は、直流電源装置1個の交換を行う代わりに、今回更新する火災検知器と同型番の製品1個を予備品として受託者に納入させることで、契約変更を行うことなく工事完了としている。

このことについて、所は、表7のとおり、直流電源装置の交換費用が13万3,800円であるのに対し、火災検知器の納入品単価は27万2,677円であり、納入品単価が交換費用の減少額を上回っていることから、契約変更は行っていないとしている。

しかしながら、契約後に作業内容を変更する必要があると判明した場合は、変更となる作業内容について積算し、契約変更を行うべきである。

また、予備品の在庫が必要であるなら、その購入について別途契約を行うべきである。所は、工事内容の変更に当たり、契約変更を適正に行なわれたい。

(港務局)

(表5) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
令和元年度臨海トンネル外1カ所防災設備補修工事	令和元.9.25～令和2.3.6	11,000,000

(単位：円)

(表6) 工事の概要

トンネル防災受信盤に内蔵されている部品の交換	トンネル車道内の火災検知器を交換	
	直流通電源装置 予備電池	臨海トンネル内 第二航路海底トンネル内 10個
	臨海トンネル内 15個	臨海トンネル内 15個
	臨海トンネル内 1個	臨海トンネル内 1個
	臨海トンネル内 10個	臨海トンネル内 6個

(表7) 補修工事と予備品の増減比較

内容	金額（増△減）	備考
直流通電源装置の新替 （補修工事）	△133,800	直流通電源装置、据付労務費、共通仮設費、現場管理費、 般管理費の合計額（契約金額を基に算定）
火災検知器（予備品）	272,677	納入品単価（設計額×落札比率）

(単位：円)

（歳出）

（3）あばの補修について速やかに方針を定めるべきもの

12号地貯木場は、原木を海面に浮かべて貯蔵する港湾施設であるが、平成23年度以降、原木の投下や貯蔵がされず、平成29年度までは利用する可能性があるとしていた使用者がいたものの、平成30年度以降は利用される可能性がなくなっている。

貯木場には、あば（浮桟橋状の原木流出防止設備。イメージは図1のとおり。）が整備されており、東京港湾施設等維持管理計画において、毎年度900万円の補修費が計画されている。

令和元年度については、東京建設事務所が、表8のとおり、あば補修工事を行っている。

ところで、貯木場を管理している東京港管理事務所が、今後、12号地貯木場の利用が想定されないことから、令和2年3月18日付東京港管理事務所港務課長事務連絡により、あばの補修の継続について港湾経営部に問い合わせたところ、部は、今後は補修せずに撤去する方針としている。

しかしながら、平成30年度以降、12号地貯木場の利用が想定されないにもかかわらず、あばの補修について、令和元年度末まで方針を決めていないことに合理的な理由が認められない。

この結果、令和元年度に東京建設事務所が行ったあば補修工事は本来行う必要がないものと思われる。これに係る契約金額896万4,000円が不経済支出となっている。

港湾経営部及び東京港管理事務所は、使用する想定がなくなった設備の補修について速やかに方針を定められたい。

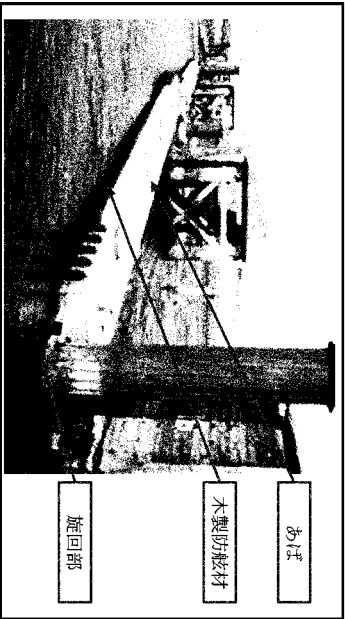
（港湾局）

（表8）令和元年度に実施したあば補修工事の概要

契約件名	工期	契約金額	工事内容
平成31年度12号地貯木場あば補修工事	令和元.6.6 ～令和元.9.3	8,964,000	・あばの塗装 ・防食用陽極板取換え ・木製防桟材取換え ・旋回部内面鋼板取換え

（単位：円）

（図1）あばのイメージ



（歳出）

（4）仮置きクレーン管理業務委託において実施した業務の対価を支払うべきもの

東京建設事務所は、新海面処分場の遠岸整備や伊豆諸島の港湾整備のため、鉄筋コンクリート製のクレーンを製作しているが、クレーンを使用するまでの間、東京港内の11号地前面水域等に、図2のとおり保留しており、表9の契約により、保留したクレーンの定期点検、緊急時点検等を表10のとおり行っている。

この契約の仕様書では、緊急時点検は、特別区の区域において平均風速が毎秒15m以上の強風が観測されたとき、又は、震度4以上の地震が発生したときに行うこととしている。

緊急時点検及び緊急時復旧については、表10のとおり、当初契約により回数を指定しているが、実績に合わせて契約変更を行っている。

ところで、所は、表11のとおり、令和2年3月24日及び27日に強風が観測された後に行なった緊急時点検については、契約変更回数に含めておらず、結果的に29万3,514円の対価を支払っていない。

このことについて、所は、令和2年3月31日に契約変更を行うには契約の相手方と所の事務処理が間に合わないことから、表11の緊急時点検については契約金額の変更を含めないことを内容とする「承諾申請」が契約の相手方から提出されたためとしている。

本来、承諾申請とは、工事請負契約において、当初設計時の想定とは異なる施工を行った場合に、これにより増加した対価を契約金額の変更に計上しないときに受注者から提出されるものである。

工事請負契約において承諾申請が行えるのは、工事請負契約が図面等の設計図書により定義された構築物等を契約金額により建築することを目的とするもので、工事の過程については契約上厳密には定めていないためである。

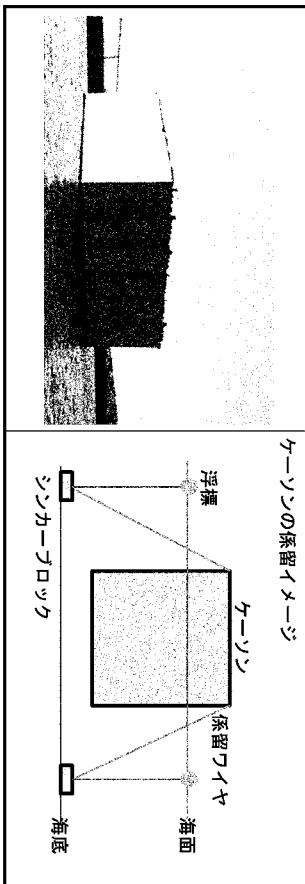
一方、委託契約は、受託者が行うべき業務内容とその対価を厳密に定めており、承諾申請を行う余地はない。

しかしながら、所は、委託契約が工事請負契約と性質が異なり、承諾申請を受けるときではないことを理解しないまま、事務処理の都合により、契約の相手方から提出された承諾申請を受け付けて、仕様書に基づき実施した業務の対価を支払っており、適正でない。

所は、仕様書に基づき実施した業務の対価を支払われた。また、所は、委託契約と工事請負契約の性質の違いを十分に理解した上、年度末に実施した業務についても対価を支払えるよう、仮置きクレーン管理業務委託に係る契約変更の事務手続や契約方法を見直されたい。

（港湾局）

(図2) ケーンソンの保留



(表9) 契約の概要

No.	契約件名	契約年月日	契約期間	当初契約金額	変更契約金額	契約相手方
1	平成31年度新海面処分場 仮置ケーソン管理業務委託	平成31.4.1 令和2.3.31	平成31.4.1 ～令和2.3.31	6,156,000	14,546,180	A
2	平成31年度伊豆諸島 仮置ケーソン管理業務委託	平成31.4.1 令和2.3.31	平成31.4.1 ～令和2.3.31	9,392,544	9,457,444	B

(単位：円)

(表10) 委託業務の概要

No.	項目	点検事項	新海面処分場		伊豆諸島	
			当初	変更	当初	変更
1	海上定期点検 (昼間)	ケーソン及び灯浮標の位置	12回	11回	12回	12回
2	海上定期点検 (夜間)	ケーソン本体の漏水	24回	22回	24回	24回
3	緊急時点検 (海上) ・ 風速15m/s以上 ・ 塵状以上	係留アンカーワイヤーのゆるみ	1回	16回	4回	17回
4	緊急時復旧 (海上)	-	1回	4回	1回	0回

(表11) 対価を支払っていない緊急時点検

No.	実施日	契約	実施理由	点検結果	単価
1	令和2年3月30日	新海面処分場	令和2年3月27日の強風	異常なし	109,000
2	令和2年3月25日	仮置ケーソン管理業務委託	令和2年3月24日の強風	異常なし	92,257
3	令和2年3月30日	伊豆諸島	令和2年3月27日の強風	異常なし	92,257
計					293,514

(単位：円)

(繰出)

(5) 交通管理者との協議を適時に行った基本設計の成果物を提出させるべきもの

港湾整備部は、中央防波堤地区における交通需要の増大に対応することを目的として、臨港道路南北線の南側に接続する橋りょう等を整備するため、表12のとおり、橋りょう6橋の整備工事契約を締結している。

この契約の内容は、図3のとおり、中央防波堤内側と外側とを隔てる東西水路を横断する東西水路横断橋(①)と、①に接続して東京港臨海道路を横断する臨海道路横断橋(②)、②と東京港臨海道路を接続するランプ橋4橋(③から⑥)について、設計・施工一括発注方式により詳細設計及び工事を実施するもので、技術提案型総合評価方式によって契約の相手方を決定している。

この整備工事の施行に当たり、部は、表13のとおり、工事内容を変更している。この変更について、部は、図4のとおり、原設計では西側ランプ橋2橋(図3の③・④)を既設の臨海中央橋の両側に別構造の橋りょうとして架設することとなっていたが、交通管理者との協議により道路線形(分流・合流の位置)を変更することとなったことから、既設の臨海中央橋と一体構造とすることとなったとしている。

橋りょうの構造については、本来、基本設計(契約の概要は表14のとおり)において決定するべきものであるから、道路線形や線形に影響する橋りょうの構造に係る交通管理者との協議は基本設計時に完了していなければならない。

そこで、基本設計に係る交通管理者との協議記録を確認したところ、表15のとおり、橋りょうの構造については、平成27年3月31日の基本設計完了後、同年5月22日に協議し、同年7月23日に協議内容が確定している。

本来であれば、平成27年7月23日の協議事項は基本設計の委託期間中に行い、西側ランプ橋を既設臨海中央橋との一体構造として基本設計を行うべきところ、部はこれを行わないまま、基本設計の委託を完了したものと認められ、適正でない。

この結果、

- ① 整備工事において、西側ランプ橋が一体構造となったために実施設計を再度行ったことに係る第4回工事変更(表13)における増加額5,882万9,760円が不経済支出となっている。
- ② 整備工事の契約の相手方の決定手続は、基本設計の成果物を前提条件として発注すべきところ、前提条件が変更となったことから、公平を欠くこととなっている。

部は、基本設計における交通管理者との協議を適時に行うなどして、目的に沿った基本設計の成果物を提出させるなど、工事全体の管理を適切に行われたい。

(港湾局)

(表12) 整備工事に係る契約の概要 (単位：円)

契約件名	工期	契約金額	契約相手方
平成27年度中防内5号線橋りょうほか整備工事	変更工期 平成27.10.8～令和元.7.31 平成27.10.8～令和元.11.29	変更契約金額 33,480,000,000 37,006,544,040	C

(表13) 整備工事に係る工事変更(西側ラゾフ橋の構造変更に係るものみ抽出) (単位：円)

回	工事変更年月日	増加額	実施設計費
第4回変更	平成29.8.1	58,829,760	既設橋構造物撤去
第5回変更	平成29.10.11	80,134,920	鋼けた製作・架設等
第6回変更	平成30.2.20	218,609,280	鋼けた赤道部製作・架設、既設橋IC橋脚補強等
第7回変更	平成30.5.11	799,239,960	
合計		1,156,813,920	

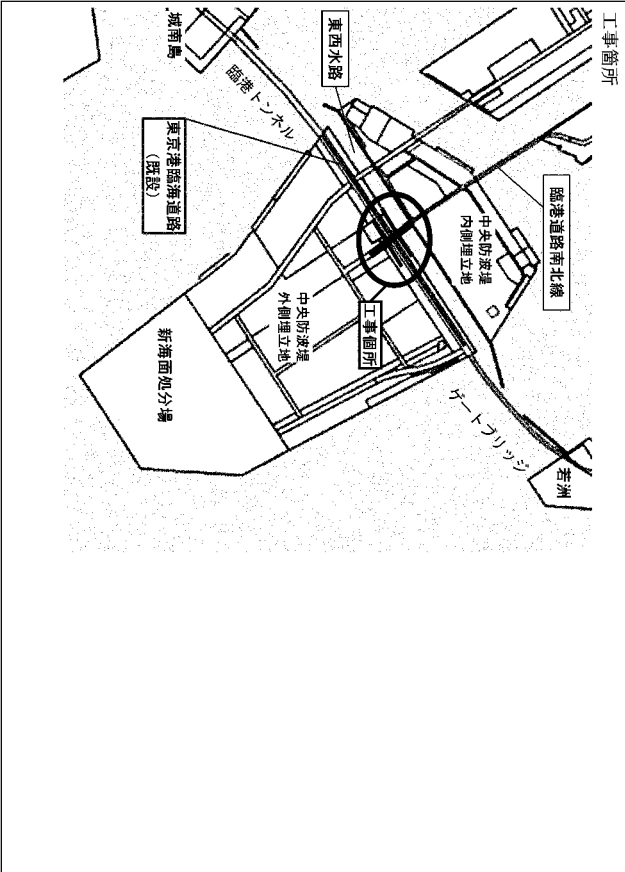
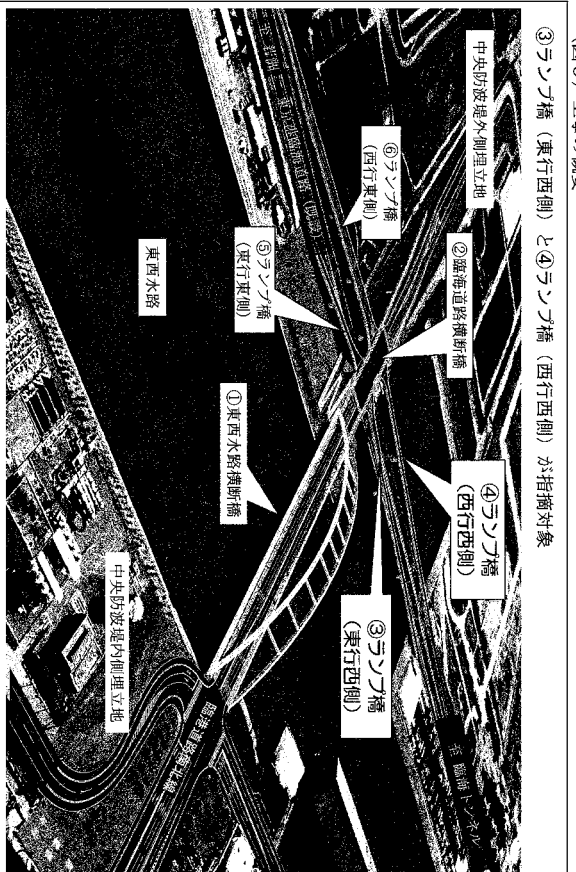
(表14) 基本設計に係る契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
平成26年度中防内5号線橋りょうほか基本設計	平成26.9.30 ～平成27.3.31	163,080,000	D

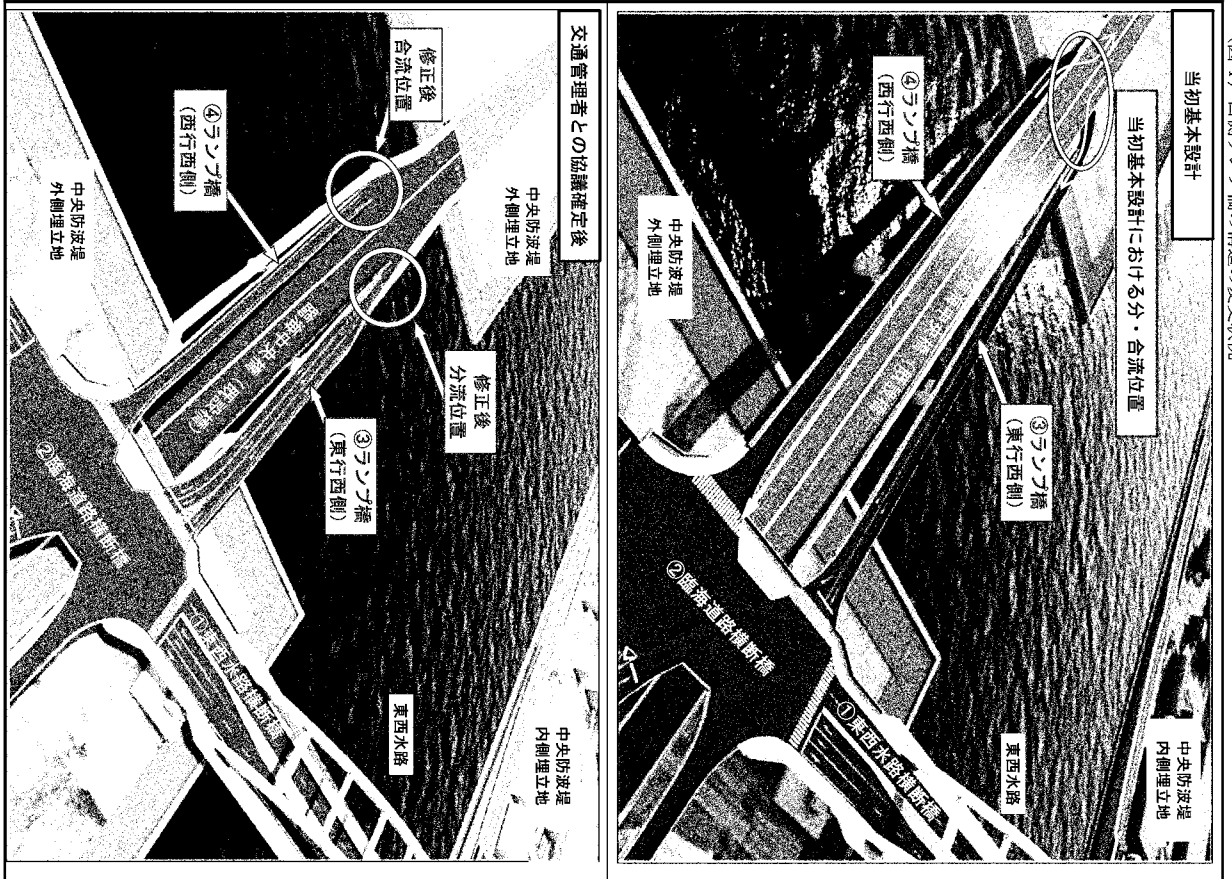
(表15) 交通管理者との協議状況

年月日	都と交通管理者の協議内容の要点	都の契約関係
平成26.8.26	ラゾフと東京港臨海道路の分合流方式について協議開始	
平成27.1.16	合流制御に係る協議	
平成27.2.19	合流と分流に分けるよう指示受け 合流制御に係る協議継続 合流・分流に係る協議継続	
平成27.3.4	整備工事起工書を起案(港湾局)	
平成27.3.17	整備工事起工書決定 契約締結請求(港湾局→財務局)	
平成27.3.31	基本設計納期	
平成27.4.1	合流・分流に係る協議継続	整備工事公告(財務局)
平成27.5.8	構造について協議	
平成27.5.22	既存橋と西側ラゾフ橋の一体構造化を指示受け	
平成27.7.23	既存橋と西側ラゾフ橋の一体構造化を決定	整備工事仮契約
平成27.8.7		整備工事契約(三定閉会・議決)
平成27.10.2		

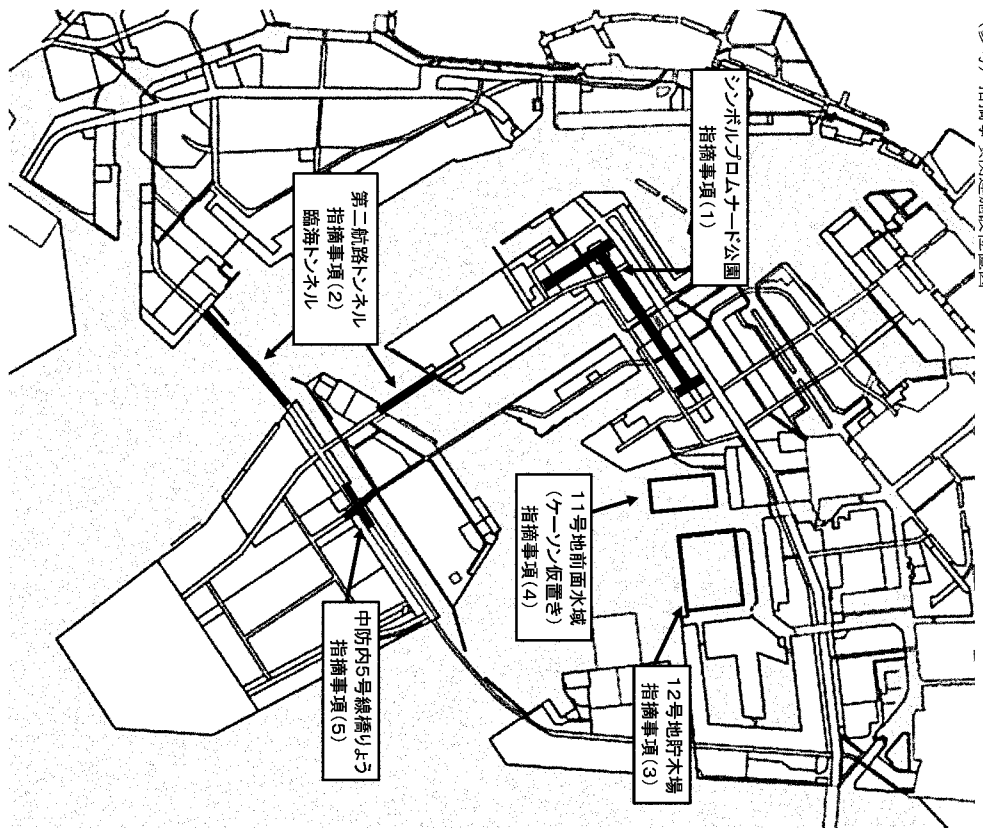
(図3) 工事の概要



(図4) 西側ランプ橋の構造の変更状況



(参考) 指摘事項関連施設位置図



東京消防庁

1 指図書事項

(歳入)

(1) 遅延違約金の算出を適正に行うべきもの

装備部は、表1のとおり契約を締結し、機体整備等の業務を実施しているところ、契約約款に基づき受注者からの履行期限延長の申し出を受け、契約期間を延長するとともに遅延違約金を徴収している。

この契約約款第12条第2項に基づき遅延違約金の額は、契約金額につき遅延日数に比し、年5パーセントの割合(年当たりの割合は、^前年の日を含む期間についても365日の割合とする。)で計算した額となっている。

しかしながら、遅延違約金の算出に当たり、契約金額3億1,880万8,600円を、誤って3億1,380万8,600円として計算したため、表2のとおり3万2,900円過少となっているのは適正でない。

部は、遅延違約金の算定の際には契約書により契約金額を確認するなど、遅延違約金の算出を適正に行われない。

(東京消防庁)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間 (変更前)	契約期間 (変更後)	契約金額	契約相手方
回航翼航空機(つばめ)機体整備及び全面塗装	令和元.7.5 ～令和2.1.31	令和元.7.5 ～令和2.3.19	318,808,600	A

(表2) 遅延違約金の算出状況

区分	契約金額(円) (a)	違約金率(%) (b)	遅延日数(日) (c)	違約金(円) (a)×(b)×(c)/365
正	318,808,600	5.00	48	2,096,200
誤	313,808,600	5.00	48	2,063,300
差				額 32,900

(注) 算出した違約金の100円未満の端数は切捨てとしている。

(歳出)

(2) 確認体制を強化・徹底するなどにより、適正な算算を行うべきもの

町田消防署は、日中の救急要請が多い地域に、救急隊が迅速に到着する体制を確保するため、町田駅の近くに救急隊の特機場所を整備する工事を競争入札により発注し、表3のとおり契約を締結している。

本契約について見たところ、①積上げ共通仮設費の一部の単価に、交通整理員Bの単価を適用すべきところ、労務単価である交通誘導警備Bの単価を適用したこと、②共通仮設費には、「率共通仮設費」と「積上げ共通仮設費」の合計額を計上すべきところ、「積上げ共通仮設費」を計上していなかったことから、表4のとおり、設計金額が40万1,500円過少となっていることが認められた。また、起工部署及び契約部署は、「適用基準及び経費計上先確認内訳書」を用いて、金額の確認を行っているものの、これらの部署によるチェック機能が有効に働いていない状況となっている。

署は、工事契約に当たり、適正な設計金額を算定するため、確認体制を強化・徹底するなどにより、適正な算算を行われない。

(東京消防庁)

(表3) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
町田消防署原町田分駐所(31)建築その他改修工事	令和元.8.29～令和元.12.16	3,590,400

(表4) 相違額

(単位：円)

区分	正(A)	誤(B)	差額(A)-(B)
設計金額(税込)	4,372,500	3,971,000	401,500